

議事日程第1号

平成17年10月28日（金）

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程（議案第95号）

提案理由の説明（市長）、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（35人）

1番 佐藤巳次郎	2番 高野寛志	3番 夏井清勝
4番 大渕與吉	5番 三浦利通	6番 吉田清孝
7番 佐藤寿男	8番 木元利明	9番 中田敏彦
10番 中田俊雄	11番 戸部幸晴	12番 船木重秋
14番 畠山富勝	15番 吉田孝一郎	16番 古仲清紀
17番 船橋金弘	18番 大森勝美	19番 小松穂積
20番 安田健次郎	21番 佐藤美子	22番 笹川圭光
23番 船木茂	24番 越後貞勝	25番 三浦悦朗
26番 船木正博	27番 柳楽芳雄	28番 佐藤善市郎
29番 鎌田清太郎	30番 竹村健一	31番 相澤哲夫
32番 佐藤俊一	33番 加藤春吉	34番 中田謙三
36番 吉田清美	37番 杉本博治	

欠席議員（2人）

13番 三浦一郎 35番 高桑國三

議会事務局職員出席者

事務局長 菅原政義

次 長 加 藤 謙 一
局 長 補 佐 小 玉 一 克
主 査 畠 山 隆 之
主 査 湊 智 志

説明のため出席した者

市 長 佐 藤 一 誠	助 役 佐 藤 文 衛
収 入 役 伊 藤 正 孝	総務企画部長 板 橋 繼 喜
市民福祉部長 三 浦 正 勝	企画政策課長 高 桑 直 廣
総 務 課 長 沖 口 重 博	財 政 課 長 武 田 英 昭
福 祉 事 務 所 長 今 泉 金 正	環境防災課長 高 桑 和 雄

午前10時 3分 開 会

○議長（杉本博治君） これより、平成17年10月臨時会を開会いたします。

三浦一郎君、高桑國三君から欠席の届け出があります。

当局から、市長の提案理由の説明要旨及び議案に関する資料の送付がありますので、ご配付いたしております。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事は議事日程第1号をもって進めます。

日程第1 会期の決定

○議長（杉本博治君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（杉本博治君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

11番戸部幸晴君、12番船木重秋君を指名いたします。

日程第3 議案第95号を上程

○議長（杉本博治君） 日程第3、議案第95号を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第95号 男鹿市防災行政無線設備整備工事請負契約の締結について

○議長（杉本博治君） 提案理由の説明を求めます。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 皆様おはようございます。本日、平成17年10月臨時会を招

集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席賜りまして誠にありがとうございました。

本臨時会でご審議いただきます議案件は、男鹿市防災行政無線設備整備工事請負契約の締結についてであります。提出議案の説明に先立ちまして、公共建築物におけるアスベストについてご報告申し上げます。

先に分析依頼をしておりました木造建築物を除く公共建築物 13 施設について、分析調査の結果、5 施設でアスベストの使用が確認されました。そのうち、国民宿舎男鹿の厨房の天井、若美農業者トレーニングセンターの物置と機械室の天井、若美中央公園野球場スコアボードの天井の 3 カ所については、早期に除去することにいたしており、男鹿市民文化会館の機械室と男鹿総合運動公園陸上競技場ホールの天井については、室内の飛散状況等を測定し、適切に対応してまいります。

また、県から平成 8 年 3 月末までに竣工した建築物について、追加調査の依頼があり、該当する 16 施設についても、調査した結果、脇本保育園の物置でアスベスト含有吹付材の使用が確認されましたので、使用部分を封じ込め処理するとともに、出入口を閉鎖いたしております。さらに東部、南部、北部の各学校給食共同調理場の食器消毒保管機 6 台、船越小学校調理場の食器消毒保管機 1 台と揚げ物機 1 台、若美学校給食センターの炊飯器スイッチ 9 個の断熱材にアスベストが混入されていることが判明いたしましたので、揚げ物機については、ただちに更新し、食器消毒保管機及び炊飯器スイッチにつきましても早期に更新してまいります。

いずれにいたしましても、今後とも、市民の皆様には不安のないよう努めてまいります。

次に、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第 95 号男鹿市防災行政無線設備整備工事請負契約の締結についてであります。

本議案は、同工事の請負について、今月 13 日に指名競争入札を執行した結果、秋田市旭北寺町 1 番 2 号、菱明三菱電機機器販売株式会社、取締役社長、宝田史郎が 2 億 9 千 9 百 5 万円で落札したので本契約を締結するものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 次に、議案の説明を求めます。

三浦市民福祉部長

【市民福祉部長 三浦正勝君 登壇】

○市民福祉部長（三浦正勝君） それでは、私から議案第95号男鹿市防災行政無線設備整備工事請負契約の締結について、ご配布しております資料に基づきまして補足説明を申し上げます。

まず、1の事業の目的でございますが、本事業につきましては、新市建設計画に基づき、老朽化している新市全域の防災行政無線をデジタル方式に整備統合し、システムの高度化による防災行政の円滑な運営と住民の安全確保を図るもので、平成18年3月の完成、4月供用開始を予定しているものであります。

2の事業の概要でありますが、事業名は、男鹿市防災行政無線設備整備事業であります。総事業費は、3億4千339万9千円で、このうちこのたびの議案となっております工事請負費は2億9千925万円となっております。この整備内容は、市の本庁舎内に設置の送受信装置などの親局、毛無山の中継局、市内各所に設置している小局の屋外拡声受信装置141台、及び戸別受信機114台、市の本庁舎、若美地区消防本部に設置の遠隔制御装置2台をデジタル方式に更新するほか、若美総合支所に遠隔制御装置1台を設置し、親局から離れた場所からも、休日や災害時などの緊急時に一斉放送ができるようにするものであります。

また、新たに海岸線の漁港や海水浴場に監視カメラを設置し、漁業従事者や釣り人、観光客に津波時の避難勧告ができるようになるとともに、監視カメラから送信された画像を市のホームページで市民などに公開できる装置を設置します。放送内容を聞き取れなかった場合、特定電話に電話をすることにより、放送内容を確認することができる自動電話応答装置を設置するものであります。

さらに、今後の計画にありました難聴対策等につきましては、小局の増設や簡易小局及び戸別受信機の設置などにより、年度内に対応し、その解消を図ってまいりたいと存じます。

なお、工期は平成17年11月1日から平成18年3月24日までを予定いたしております。

次に、整備工事にかかる入札の状況でございます。

入札の施工年月日は、平成17年10月13日であります。入札の場所は男鹿市役所、入札の方法は指名競争入札であります。入札工事名は、男鹿市防災行政無線設備整備工事であります。落札業者は、議案にありますように秋田市旭北寺町1番2号、菱明三菱電機機器販売株式会社、取締役社長、宝田史郎、落札額は2億9千925万円であります。うち消費税額は1千425万円となっております。

以上で、議案第95号につきまして補足説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（杉本博治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。2番

○2番（高野寛志君） おはようございます。

2つぐらいお尋ねします。

1つはですね、その防災行政無線で流す情報についてですけれども、私ときどき防災無線聞いて、こういうことを全市に流す必要があるのかなと思うことが何回かあるわけです。例えば、いつだったか玉の池荘の運動会が雨が強く降ったので中止になりましたというような放送があったわけですけれども、そういう個人施設じゃないけれども、私聞いててそういうことを果たして防災無線で流す必要があるのかどうか。当事者は重要なことでしょうけれども、防災無線の案内がくると、「あれ、何かあったのかな」と、そう思って耳をそば立てるわけですけれども、聞いたあと、いや、そういうことまで果たして防災無線で流すのはいかがなことかなと。そのほかにもあったわけですけれども、やっぱり防災無線というのは、そういう市民の安全とか、災害防止のために重要な情報を流すということでしょうから、そうでもないのにあまり大したことないことをじゃんじゃん流されても、何かちょっと迷惑だなど、そう感じるときもあるものですからね。流す情報の取捨選択というんですか、その辺をもうちょっと研究して、どの範囲まで流すべきか、流さない方がいいのか。そこら辺をもうちょっと研究してもらいたいなと、こう思うんです。それが1つですね。

それから、放送でよくこうでしたと、市の環境防災課からの案内なり説明だというんですけれども、一般の市民の人は市役所、市からの情報であって、担当課が税務課であろうが、あるいは環境防災課であろうが、一般の人は関心がないというか、どうでもいいことなんですよね。それが市の防災課だと、あるいはほかの課からの施設案内でしたということ、そういうことは特別必要ない、男鹿市からの案内ですでいい

んじゃないかなと私は思うんですけども、そこら辺、やっぱり担当課をどうしても入れていかなきゃいけないものなのか。私はあえて、そこまで必要ないんじゃないかと思うんですけども、その辺についてですね。

それから、もう1つは、今、部長さんの説明で難視聴というか、よく聞こえないとか、聞き取れない、そういうのについては、また工事をしていくというような説明があったわけですけれども、今回のこういう設備の更新によって、そういう難視聴というか、よく聞こえない地域の解消が十分にできるものなのか、そこら辺について、もうちょっと説明をお願いします。

○議長（杉本博治君） 三浦市民福祉部長

【市民福祉部長 三浦正勝君 登壇】

○市民福祉部長（三浦正勝君） お答えいたします。

まず、行政無線の情報の提供の仕方についてでございますけれども、お説の前回の玉の池荘の件でございますけれども、市といたしましては、防災行政無線の運用規則、規程に基づいて情報を提供しているわけでございますけれども、今回の場合は、玉の池荘でイベントの周知を関係者にしているところでございまして、急遽雨模様でございまして、何とか連絡方法を周知していただきたいというふうなことで、私どもとしても、いろいろ検討しましたが、社会福祉施設で、しかも関係者の方々がそういう準備をしているところを、何とか中止の連絡方法をしていただけないかというようなことで、社会福祉施設、障害者等のそういうところに配慮して放送したという内容でございますので、その辺のことを十分ご理解いただきたいと思います。

それから、それぞれの防災行政無線の広報でございますけれども、確かに防災行政無線、災害時におけるのが、まず第一番でございますけれども、行政無線というその考え方から、市でも行政の広報などに努めているところでございます。それらについては、無線の決まりがございまして、まず最初にこちらは防災行政無線ですというその周知と、それから最後にそれぞれの担当課の出所といいますか、発信者などを発信しておりますけれども、これについては、市民からの問い合わせにいろいろと対応する意味でそれぞれの担当課の課名を市民に広報する際に報告して、広報していると、そういう状況でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、防災行政無線の整備工事の難聴対策といいますか、解消策についてでご

ざいますけれども、これにつきましては、当初この防災行政無線の整備事業につきましては、新市において合併協議の中で、速やかに整備統合を図るという、そういうことに基づきまして老朽化している防災行政無線を整備すると、そういう形で計画して実施することとして、してきたわけでございますけれども、この際に、実施計画をしておりまして、その中でいろいろ電波調査、これらをまずしているところでございまして、その中で難聴というか、聞こえづらい場所、そういったものがある程度把握しております。それで、これにつきましては、従来、今までうちの方の計画としては、このあとその調査に基づきまして、難聴対策工事というような形で進めていく計画でございましたけれども、この際、入札差金も出ましたので、その中でできるだけ年度内に解消を図っていきたいということで、今回、年度内にその場所、箇所、そういったものに小局の増設、あるいは簡易小局の増設、あるいは戸別受信機などによって対応してまいりたいと、そういう考え方でございますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 再質疑ありませんか。2番

○2番（高野寛志君） 大体わかってきたんですけども、その情報の流し方についてですけれども、当該施設からそういう行事を予定して、どうしても早めに知らせたいと、そういう要望があって、運動会も中止ということを流したということで、事情を聞けばわかるんですけども、当事者とそれから一般の関係ない人というのは、情報に対する受けとめ方が全然違うわけですね。例えば、私が家庭で夫婦喧嘩してかかるとしていれば、それは第三者から見ればおかしい話で笑って、誰も声も引っかけない。だから、当事者は熱くなってしまって第三者の場合はそうでないということが、情報についてよくあるわけで、じゃあほかの中学校でも小学校でも運動会が雨降ったので中止だと、それはそれなりの準備もしていて早く父兄に知らせたいというので、男鹿市全域に防災無線を使って流すと、それが適切なのか、当事者と一般市民の受け方、だからさっきも私言ったように、果たしてそういうことまで全市に流さなきゃいけないのかなと感じるわけでね、やっぱりこの辺、今までそうやってきたということ、あるいはまた担当課を入れるというのは、市民からの電話なり照会に応じるために担当課を入れてるというような説明あったんだけれども、そういうことを含めてね、もうちょっ

と情報の管理をどうしたら適切なのか、どの範囲までやっぱりやらなきゃいけないか、必要でないかということを、もうちょっと庁内でも研究してみる必要があるんじゃないかと思うんですけども、その辺についてどうでしょうか。

○議長（杉本博治君） 三浦市民福祉部長

【市民福祉部長 三浦正勝君 登壇】

○市民福祉部長（三浦正勝君） お説の情報の伝達の仕方、方法等につきましては、これまでいろいろな市民からもご意見をいただいているところでございますので、市の災害の情報伝達、それと市の一般行政の連絡及び情報の伝達に関する件につきましては、このあといろいろそういったことを参考にしながら、このあとまた研究させていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（杉本博治君） さらに。

○2番（高野寛志君） 終わります。

○議長（杉本博治君） 2番高野寛志君の質疑を終結いたします。

ほかにございませんか。27番

○27番（柳楽芳雄君） 27番です。おはようございます。

入札の内容についてお伺いします。

私もこの席から入札制度の改革等を訴えてまいっておりますが、今回の入札約3億の問題ですが、今、旧男鹿市では入札に関して指名委員会が確かあったと思いますが、現在、新生男鹿市になってからの、その入札に関してのそういう組織があるのかないのか、それ1点。

それから、今回の防災無線工事請負についてですが、何社で、今の今回入札を取った三菱電機株式会社、これ何パーセントの入札率で落としたのか。そして、最高額はいくらであったのか。それ2点をちょっとお伺いします。

○議長（杉本博治君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 入札の状況についてお答えいたします。

まず、指名委員会でございますけれども、これは新市になりますて、旧男鹿市同様指名委員会、助役以下の指名委員会を設けてございます。その中で業者を選定いたし

てございます。

それで、今回の防災工事、防災行政無線の設備工事につきましては、指名業者数は7社でございます。そのうち入札率でございますが、これは予定価格に対する落札率ということで、これは98.4パーセントとなってございます。それで、最高額でございますが、最高額は、消費税を除きまして2億8千850万円となってございます。
以上です。

○議長（杉本博治君） さらにございますか。27番

○27番（柳楽芳雄君） 助役さん以下、指名委員会で組織して7社参加して、98.4パーセントの入札率で落札。私はね、電子入札とか、秋田市でもやっているような入札制度に改革したらどうかというようなことで、ずっと述べているわけですが、例えば長野県では、今75パーセント程度に落ちていますよ。そういう中でね、98.4パーセント、あと1.6パーセントで100パーセントになりますね。そういう中で、最低が98.4パーセントで取ってですね、との6社がどういう入札したのかちょっと数字的には、今さっき言っているわけですが、1.6パーセントの中で6社が競い合ってるんでしょう。何かこれね、こんなこと言えばおかしいんですがね、談合みたいな感じと受けとめられませんか。こんな98.4パーセントの入札率で、貴重な財源を使うに本当に値するような、これ市内の業者でないでしょう。ほとんど秋田市の業者でしょう、これ。市内の業者1社もいないんじゃないですか。

だから、今までね、この問題はね、やはり先ほど高野さんも言っていますが、難聴地域の解消のために、市民が困っているというような防災、大変大切な防災無線ですのでね、前回も入湯税の問題で税金のあり方等も関心の持っている市民がいるわけですから、税金の使い方については、もう少しね、やはり入札率を低くするような形での、秋田市でやっているような入札制度みたいなものをね、取り入れたらいかがでしょうか。どうですか。

○議長（杉本博治君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） まず、落札率についてでございますけれども、先ほど落札率につきましては、予定価格から、予定価格と比較して98.4パーセントと申し上げました。それで設計額から見た場合は、その請負率は93.4パーセントとなっ

てございます。それで、設計額から予定価格でいったんいくらか率を、予定価格を下げてございますので、それから見ますと 93.4 パーセントの請負率ということでございます。

それから、市内の業者は入ってない。この工事につきましては、特殊な整備工事でございますので、本市に登録されている電気通信業者という特殊な業者で、市内の業者はおらなかつたということでございますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

○議長（杉本博治君） さらにありませんか。27番

○27番（柳楽芳雄君） 指名委員長の助役さんね、私ね、入札制度の改革をずっと訴えているんですよ。やる気ないですか。

○議長（杉本博治君） 佐藤助役

【助役 佐藤文衛君 登壇】

○助役（佐藤文衛君） お答えしますけども、入札制度の改革、柳楽議員のおっしゃっている改革は、私はまだ今勉強いたしておりません。これから問題であるというのは、あとで詳しくお聞かせ願えれば大変ありがたいなと思っております。

以上であります。

○議長（杉本博治君） 27番柳楽芳雄君の質疑を終結いたします。

ほかにございませんか。26番

○26番（船木正博君） おはようございます。

今回、デジタル方式にするということで、いろいろ使い勝手があって、いろんなことができますので、非常に期待しているわけでございますけれども、2点ばかりちょっとお聞きしますけれども、戸別受信機についてですけれども、その内容ですね。どのような地区で設定されるのか。そしてその設置費とか、受信機代の負担割合ですね、それはどういうふうな感じになっているのか、その辺のところをお聞かせください。

それから、将来的にこれから個人的に付けたいという戸別受信機ですけれどもね、個人的に付けたいという人も出てくると思うわけです。そういった場合の対処はどうなっているのか、その辺のところをお聞かせ願います。

○議長（杉本博治君） 三浦市民福祉部長

【市民福祉部長 三浦正勝君 登壇】

○市民福祉部長（三浦正勝君） お答えいたします。

戸別受信機の設置状況でございますけれども、現在男鹿市で先ほど申しましたように114台、これを設置しているわけでございますが、内容といたしましては、環境防災課の防災担当者、これに8台、あと市の出張所、公的施設、あるいは福祉施設、これに17台、それから消防団の幹部が13台、それから警察、航空自衛隊、そういう関係機関に9台、それと難聴地域38台、併せて旧男鹿市分、男鹿地区で96台、それから若美地区の難聴地区が6台、それにこのほか新たに若美の消防団の幹部5台、それから福祉施設、これが3台、それに予備の方と合わせて14台となっております。

それで、難聴地域につきましては、それぞれ西水口、真山、北浦、相川、開、杉下、門前、台島、仁井沢、馬生目、船越、根木、それから戸賀、それから若美地区の美野地区、こういったところにそれぞれ設置してございます。

それで、この受信機の状況ですけれども、費用といいますか、設置の中身ですけれども、実際、1台5万前後、5万から6万、あるいはいろいろ機種によりますけれども、その程度の額となります。それでこれについては、現在うちの方では、これらの必要箇所で無償ということになっていますけれども、そのほかにこれからもいろいろ災害地域だとか、いろいろ考えられるわけでございますけれども、ある程度市の方でもストックしております、それらに対応していきたいなというふうに考えています。それで、さらに個人的にそれぞれどうしても必要だという方、そういう方については、このあといろいろ経費の件もありますし、どういう形で設置していくのか、その辺のところは検討していかなければならぬなというふうに考えていますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（杉本博治君） 再質疑ございませんか。26番

○26番（船木正博君） そうすれば、この戸別受信機というのは、今のところは個人の自宅とか、そういうところには設置されておらないと、そういうことなんでしょうか。それと、これから個人的に付けたいという場合は、これから検討事項ということでございますが、そういうふうな全然聞こえなくって自宅に欲しいという人も中にはいると思うんですよ。そういうふうなことも早急に考えておいてもらいたいなと思います。

ということで、この戸別受信機、全くの自宅で設置、114台は、普通の自宅で設

置しているものではないんですか、ないんですね。普通の自宅ではないんですね。それではわかりました。

まず、1つご要望は、普通の自宅で付けたいという場合にも、これから設置をできるようなことも考えていただきたいとご要望いたしまして終わります。

○議長（杉本博治君） 三浦市民福祉部長

【市民福祉部長 三浦正勝君 登壇】

○市民福祉部長（三浦正勝君） 戸別受信機でございますけれども、これは先ほど私申しましたそれぞれの114台、これにつきましては個人の住宅、難聴地域については個人のそれぞれの家々に設置しています。それで、難聴地域に、美野地域もありますけれども、それ以外のところ、全く同じ機種でございまして、それぞれ個人のお宅に付けるものと、あるいは関係機関のところに付ける、そういうものの区別はございませんので、ひとつよろしくお願ひいたします。

ただ、今、私の方ではそれぞれの小局もあります、簡易小局も含めて、防災行政無線については、どうしても聞こえない地域、これについては、この戸別受信機で対応しているものでございまして、必要な希望者についての経営面だとか、そういうものについては、今のところ考えてないといいますか。ただ、どういう形で、あるいは本人負担にする、ある程度してもらうのか、その辺のことは一般の他の付けなくともいいという、そういう比較からしまして、そういうところを進めて、検討していくかなきゃならないなということで考えています。よろしくお願ひいたします。

○議長（杉本博治君） 26番船木正博君の質疑を終結いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告なきものと認め終結いたします。

これより議案第95号を採決いたします。本件については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。これにて10月臨時会を閉会いたします。

午前10時41分 閉 会

會議錄署名議員

議長

議員

議員

